

岩農公発第 1300 号
令和 3 年 3 月 15 日

岩手県農林水産部長
一般社団法人岩手県農業会議会長
各市町村長
各市町村農業委員会会長

} 様

(岩手県農地中間管理機構)
公益社団法人岩手県農業公社
理事長 小原敏文

遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの一部改正について
このことについて、平成 30 年 3 月 20 日付け岩農公発第 2365 号により通知した「遊
休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定について」の内容を、
下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

(1) 「遊休農地等リストの取扱いについて」(別紙 1 の 1) 関係

遊休農地と登録農地(所有者が貸し付けを希望している農地で、借入希望者が見
込めない用地)を一元的に管理することとして、「遊休農地リスト」を「遊休農地
等リスト」に改め、その取扱いを定めるもの。

なお、登録農地については、貸付希望農用地の登録申出書が提出された農用地等
に加え、農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等を対象
に加えたこと。

(2) 「遊休農地等リスト」(別紙 1 の 2) 関係

上記(1)の取扱いに基づき、様式について所要の改正を行うもの。

(3) 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続集

事務手続きフロー及び各様式について、所要の改正を行うもの。

改正内容の詳細は、別添新旧対照表のとおり。

2 改正内容の適用期日

令和 3 年 4 月 1 日

担当 農地中間管理部
農地管理課長 山里善彦
TEL 019-601-5361(直通)
FAX 019-624-5107